

アメリカ聖公会の成立と海外伝道の展開

大江 満

はじめに

アメリカ聖公会史についての先行研究は、海外文献の先行研究^①を除くと、『立教学院百年史』（海老沢有道編、立教学院一九七四年）所収の第一章（I～IV）の「I アメリカ聖公会の成立と展開」（柳原光）、「II アメリカ聖公会の海外伝道」（柳原光、松平惟太郎）、「III アメリカ聖公会の特質」（柳原光）が、邦語文献のなかではもつとも詳しいものとなっている。

このうち、「I」のアメリカ聖公会の成立と初期の動向については、基本的な依拠文献に問題はないが、立教創立者ウイリアムズの出身教区であるヴァージニア教区史にかんする記述が僅少で、その教区事情は日本においてはいまだによく知られていない。「II」の海外伝道については、アメリカ聖公会内外伝道協会にかんする参考文献が、アメリカ聖公会史の一文献と、伝道協会関連の一論文と、アメリカ聖公会伝道機関誌スピリット・オブ・ミッションズ（以下、SM）のみに限られていて、関係諸論文^②に目が届いていない。そのためか、一八三五年のアメリカ聖公会総会における内外伝道協会の理念の転換についての考察が不足している。

概して、この先行研究は、全体に依拠資料の制約もあり、記述が表層的な経緯に終始しており、現象の原因や理由の説明が乏しい論述となっていることは否めない。

本稿では、アメリカ聖公会が成立するまでの多難で起伏ある動向と、その意味するところに留意した考察をお

こない、ウイリアムズの母教区であるヴァージニア教区の歴代主教行政について特記する。そのうえで、アメリカ聖公会の海外伝道の理念を再考し、アフリカ、中国、日本の各初代伝道主教らによる現地からの母教会への具体的提言と、それに対する母教会の反応をとおして、聖公会の伝道理念とその実践の乖離を検証することにした。

なお、ウイリアムズの母校でもあるアメリカ聖公会のヴァージニア神学校と、ウイリアムズの出身校であるウィリアム・アンド・メリーラー大学については、拙著『宣教師ウイリアムズの伝道と生涯——幕末・明治米国聖公会の軌跡』（刀水書房、一〇〇〇年）において、その歴史、教授、教科、教科書、規則などを詳論しているので、ここではとくに触れないことにする。

第一章 アメリカ聖公会の形成

多難なアメリカ聖公会の草創期

アメリカがイギリスの植民地時代であったときには、南部諸州のイギリスの国教会（以下、英國教会、または聖公会）につらなる教会は、植民地政府である体制がわの宗教としてその権威を誇示していた。だが、中・南部以外のアメリカ諸州では、いわゆるピュー

リタン系統の教会が体制宗教であり、イギリスからの独立戦争期間中、英國教会につらなる教会は、「非国民」のレッテルを貼られたほどであった。アメリカ南部植民地を中心にイギリスの体制機関の一つとしての国教会につらなってきたこの教会は、帰属する州によって、微妙な立場におかれていたのである。

英國教会につらなるこの教会（聖公会）は、アメリカの独立と歩調を合わせて、アメリカの教会として独立組織を形成していく。アメリカ・プロテスタント監督教会（Protestant Episcopal Church in the USA. 以下、アメリカ聖公会）である。けれども、その草創期は多難であった。アメリカがイギリスから独立し、植民地が消失したとき、体制宗教として機能していた南部では、聖公会への従来の植民地政府による公金支出が不可能となつた。また、英國教会系の自発的伝道組織としてイギリスの植民地伝道をになつてきた英國福音宣教協会（Society for the Propagation of the Gospel. 以下SPG）から財政援助を受けていた中・北部においても、SPGが撤退したため、聖公会はその財政基盤を失うことになった。こうした財政難に直面してはじめて、在米聖公会帰属の諸教会は、教派の存亡をかけて、自発的財政による教会運営を、アメリカで学ばなければいけない情況に追いやられたのである。

聖公会以外の在米プロテスチント諸派にとつては、独立戦争におけるアメリカの勝利は、まさにイギリス国教会の宗教統制からの解放と、信教の自由を意味するものであつた。他方、在米聖公会系の教会は、アメリカの独立当初から、敵国宗教としての排他的感情を覚悟しなければならなかつた。在米諸教派のアメリカ人信徒から宗教統制の象徴として嫌悪されてきた主教(bishop)への警戒感はその一つである。聖公会が体制教会から一教派へと変質したとはいへ、また合衆国独立後の一七八四年以前にはアメリカ人主教が誕生していなかつたといえ、使徒継承(apostolic succession)の権威を誇示する職位としての主教は、かつての独裁專制政治を想起させる象徴的存在にほかならなかつた。発足当時から派内財政危機と対外不信をかかえたアメリカ聖公会のあたらしい歩みは険しいものだったのである。

アメリカ聖公会形成途上の二潮流

在米聖公会の諸教会には、教会の権威を象徴する主教を重視するか、信徒を中心とした教会の民主的運営の基盤となる総会を尊重するかという、あたらしい教会制度構築に向けての二つの流れがあつた。それは概して王党派と独立派との相違でもあつた。前者の主教重視派は、主教制やサクラメントといった教会の客觀性を重んじる

ハイ・チャーチ(カトリック)系のコネティカット州を中心とし、後者の信徒尊重派は、福音主義的なロード・チャーチ(プロテスチント)系の中・南部が中心であつた。この二潮流が、アメリカ聖公会の組織形成過程で拮抗していくことになる。

アメリカ聖公会の形成に貢献したのは、はじて独立戦争中は独立派として行動した聖公会の聖職たちであつた⁽³⁾。かれらは州単位に散在する聖公会系の教会を、一教派として統合するうえで、主教を全體教会の代表として得るよりさきに、教区代表者による総会を開催する道を選んだ。この独立派の聖職が、アメリカの独立に教会の独立を重複させたため、主導権を握ることになる。だが、この教派に特有の主強制は否定されることはなく、教区会や総会という教会制度のなかに、主教や主教会を位置づけることで、統一組織への道程は展開されていった。いずれにせよ、この二潮流が合流するに際し、教派としての教会権威は主教にではなく、総会にあることを、内外にしめすことが、新興国家アメリカにおける教派中興には必要だったのである。

アメリカ中部進進の教会組織化運動

教会の組織化は、まずアメリカ中部を中心に進行していった。一七八二年、ペンシルヴェニアの聖職ウイリア

ム・ホワイトは、「アメリカ合衆国監督諸教会の問題」⁽⁴⁾という冊子を発行し、教会の連邦組織と信徒代表制の原則をうつたえた同系諸教会の合同と再組織を提起した。そのなかのほとんどの要素は、のちのアメリカ聖公会法憲へと継承されていった。

これに先立つ一七八〇年、メリーランドでも、ウイリアム・スミスによって、聖職信徒による教区会が開催され、メリーランド・プロテスrant監督教会という公式名称を探査して、連邦教派の正式名称となるアメリカ・プロテスrant監督教会の語源をもたらした。

一七八三年八月にはメリーランド第一回代表者会議が、翌八四年五月にはベンシルヴェニア代表者会議が開催され、それぞれ、外国（イギリス）の権威からの独立、

独自の教会運営の権利、英國教会の教理・典礼・職制の維持（必要に応じて部分改訂）、聖職信徒の代表者による法規作成などが確認されている。こうして、全國組織への統一運動は、各教区の組織化と並行して展開されていった。

最初のアメリカ人主教の聖別

これに対し、コネティカットは、教会再興のために、教区の組織化よりも先に主教獲得という別の歩調をとった。同州の聖職一四人のうち一〇人が一七八三年三月に

秘密会合を開き、ジェレマイア・リー・ミングかサミュエル・シーベリーに、渡米して主教按手を受けてくるよう投票で要請したのである。リーミングは高齢のため辞退し、シーベリーがカンタベリー大主教宛のコネティカット州の聖職書簡や推薦状を持参して渡英する。だが、イギリス国王に忠誠を宣誓しない者への主教聖別は議会決議できないこと、コネティカット州議会の承認がないこと、などを理由に拒否されてしまう。そこでシーベリーは、一六八八年ウイリアム三世への忠誠を拒否後、スコットランドで正当な使徒継承を保持する英國教会の未公認主教（ノン・ジューラー）たちから、一七八四年一月十四日に主教としての聖別を受けた。こうして最初のアメリカ人主教が誕生したのである。

アメリカの聖公会の組織化における問題は、こうした主教按手に頼在化することになった。この教派は政治的にイギリスから独立しながら、教会の教理・典礼・職制にかんしては、英國（國）教会との連続性を望んだ。そのため、三聖職位（主教・司祭・執事）という職制のとされる主教を得るには、三人以上の主教による按手が必要という規約をクリアしなければならず、英國教会の主教から按手を得る必要があったのである。けれども、英國がわの感情は、シーベリーへの対応にみられるように微妙であった。さらに、後述するようなアメリカの聖

公会の典礼分野における祈祷書改訂問題などもあり、独立国となつたアメリカの聖公会がわとては、このとき、なにより英國教会との関係改善が急務となつていた。

聖職信徒代表者會議と第一回準備總会

アメリカの聖公会系諸教会による連邦組織化の成否は、先に述べた二潮流をいかに合流させるかにかかっていた。

一七八四年五月のブランズウイックにおける聖職信徒代表者會議は、そのこころみの端緒となつた。この會議は、

コネティカット州の聖職に聖公会復興計画への一致参加を要請することを票決し、同年一〇月には第二回會議をニューヨークで開催、中部諸州とメリーランドは聖職・信徒代議員を派遣し、マサチューセッツ、ロードアイランド、コネティカットなどの東北部からも聖職が参加、ヴァージニアからは州法の規制からデイヴィッド・グリフィスのみが参加した。この會議において、統一組織として聖職・信徒代議員会から構成する總会を開催し、各州に創設する主教に總会の議席をあたえることなどが確認されたのである。

こうして一七八五年九月二七日、第一回準備總会が開催され、ニュイングランド諸州と南部二州を除く、各州の聖職・信徒代議員が参加し、ホワイトを監督、スマスを議長に選出して、法憲草案、典礼改訂、主教獲得立

案の委員会が設置された。

そして、アメリカの聖公会系諸教会の現状をかんがみ、英國教会の諸主教や大主教に、主教制継承のための協力を要請することとし、各州の教会會議は、候補者からの主教選出に際しては、信徒との一致をはかること、また各州法にしたがつて州当局の認可を得ることが要請された。

アメリカでの主教選出と英國教会の反応

これを受けて、ニューヨークはサミュエル・プロヴースト、ペンシルヴェニアはホワイト、ヴァージニアはグリフィスを主教に選出し（メリーランドはスミスを二年まえに選出）、大陸會議議長R・H・リーと國務大臣ジョン・ジェイは、その認可証を駐英アメリカ大使ジョン・アダムスとおしてイギリスがわに提出した。

一七八六年六月、アメリカ聖公会の準備總会は、カンタベリー大主教から、アメリカへの主教継承には好意的な一方、アメリカがわの祈祷書改訂には疑義をいだいているとの返答を受けた。このため、準備總会は法憲と「祈祷書草案」の写しを送付して理解をもとめたが、大主教からは、アメリカ人の主教聖別の決議を裁可する一方、祈祷書草案への反対が、あらためて表明されることになつた。

一七八五年の準備総会から開始されていた祈祷書改訂作業は、プロテスタントの伝統を色濃く表明した祈祷書草案を発行して、基本的に英國教会の祈祷書の使用を支持しながら、洗礼の再生を暗示させるアタナシオ信經とニケア信經（ニカイア信條）を削除し、使徒信經（使徒信條）からは「黄泉に降り」という句を省き、洗礼におけるクロスのサインの省略を許可することで、保守派には不快な改訂となっていたのである。けれども、結局、ニケア信經を復元し、使徒信經から省いていた句を戻すことにより、イギリスからの理解は得られるはこびとなつた。

アメリカ人主教の聖別と再分裂の危機

スミス、プロヴァースト、ホワイト、グリフィスというアメリカ人の被選主教四人中、主教按手の推薦状を総会で得られなかつたメリーランドのスミス⁽⁵⁾と、後述する教区内の妨害工作にあつたヴァージニアのグリフィスは、渡英することができなかつた。このため、プロヴァーストとホワイトの二人が、一七八六年一月に渡英して、翌八七年二月四日にイギリスにおいて主教聖別を受けた。これにより、先にスコットランドで主教聖別を受けたシベリーとあわせて、主教聖別に必要な三人の主教がアメリカに存在することとなり、アメリカ合衆国においても、そ

使徒継承に可能な条件がそろつた。

けれども、イギリスから主教聖別を継承したのは一人のみであった。アメリカでイギリス系の主教が三人以上になるまでは、スコットランド系のシーベリーと行動とともにすることを避けるようにカントベリー大主教と含みのある約束をしたホワイトは、シーベリーにかなりの敵愾心を露呈するプロヴァーストとのはざまで、慎重な行動に終始せざるを得なかつた。また、統一運動のための三主教による会合を提案したシーベリーに対して、プロヴァーストは無反応、ホワイトも当初は消極的な態度を示めた。このため、コネティカットの聖職たちはシーベリーの聖職位の有効性が認められていないことを懸念し、別に主教を選出して主教聖別のためスコットランドに派遣することを検討するなど、再分裂の危機はくすぶつていた。こうして、在米聖公会の二潮流が合流するまでに、イギリスで按手を受けた二主教が帰米してから、さらに二年以上が経過したのである。

アメリカ聖公会創立総会の開催

合衆国憲法によって初代大統領ジョージ・ワシントンを選出した第一回合衆国議会の開催された一七八九年、アメリカの政治的統一は実現した。これは、アメリカ聖公会の教会統合への歩調に拍車をかけることになる。そ

して、同年七月二八日、ホワイトが司牧するフィラデルフィアのキリスト教会において、アメリカ聖公会創立総会が開催されるはこびとなつた。

創立総会は、プロヴァースト欠席の好機を得て、シーベリーの主教聖別の正当性を全会一致で決議。第二期創立総会開催初日となる同年九月三〇日までに、ホワイトはシーベリーに総会出席を懇請して、マサチューセッツ被選主教エドワード・バスへの主教聖別の共同執行も、イギリスがわの了解が得られし大い、意欲的であることをつたえた。これに応諾したシーベリーは、第二期創立総会にコネティカットの代議員とともに出席し、これまで中・南部と距離をおいてきたニューアイングランドのマサチューセッツ、ニューハンプシャーも代議員を派遣した。

ここに主教中心派のコネティカットがわと、信徒尊重派の中・南部が和解することとなつた。祈祷書もアタナシオ信經以外はかなり復元され、法憲に全員署名後、ホワイトとシーベリーは第一回主教会を開いた。聖職代議員会と信徒代議員会と主教会から構成される総会は、こうして全国的な統一教会組織の整備を完了したのである。イギリスからの国家独立とともに、主教が教会の権威を独占する英國教会から、教会制度を聖職信徒の代表者会議へと民主的な構造と運営に変質させたアメリカにおけるこの教派再生のあゆみは、あたらしい教派の教会権

威が、主教にではなく、主教や主教会を包摂する総会に帰せられたことを教会内外にしめした。それでも、決議機関としての総会が、主教会と聖職代議員会・信徒代議員会によって構成されているかぎり、主教会の承認がなければ、総会としての議決は成立しないのであつた。総会という民主的な教会制度に、主教の権威も温存されることになつたのである。これは、アメリカ合衆国独立後のアメリカ聖公会と英國教会との、断絶（國家）と継承（信仰・職制）という交錯した関係を顧慮すれば、当然の帰着でもあつた。

第二章 ヴィージニア教区の復興

アメリカ聖公会復興期の新指導者

アメリカ聖公会は、連邦組織として統一された一七八九年から一八一〇年ころまでは、派内分裂の危機の収束とともに、対外的にも主教への猜疑心を解いて信頼を得るために、主教が権威の主張を自肅することが賢明とされた時期であった。これにより、通常の主教任務も制限され、一七九〇年に四人であつた主教は、その二〇年後もまだ六人という停滞情況にあつた。この教派は、こうボルとして、主教のイメージを個性的な指導者像へと変

貌させ、主教の権威の再構築を射程にいれていったのである。

その主教の指導力は、まず教区において發揮されていった。一八一年、コネティカット以北のニューヘンプシャー・アンド・マサチューセッツ諸州が連合したイースタン教区の主教に着任したアレキサンダー・グリスヴォルド、同年ニューヨーク教区補佐主教となつたジョン・ヘンリー・ホバート、一八八年に新興オハイオ教区の主教に選出されたフィランダー・チャーチ、そして一八四年ヴァージニア教区主教に着任したチャーチード・チャニング・ムーア。かれらは、それぞれ各教区の復興に貢献しただけにとどまらず、アメリカ聖公会の蘇生にも寄与した新指導者として、アメリカ聖公会史に特筆されている四人である。

本章では、立教創立者であるチャニング・ムーア・ワイリアムズを輩出したヴァージニア教区の歴代主教の教区行政を探ることにしたい。

一 リチャード・チャニング・ムーア

ヴァージニア教区初代主教時代の荒廃期

アメリカ独立戦争終結から三年目にはいった一七八六年五月二十四日、ヴァージニア教区会を開催したヴァージニア州議会は、信教の自由制定法を可決した。このため、同州の聖公会諸教会は、もはやアメリカの英國教会とい

う体制の教会ではなく、州当局との公式関係から離れた一教派となつた。

この一週間後の五月三一日のヴァージニア教区会は、ディヴィッド・グリフィスを被選主教とした。だが、教区会議長ジェームズ・マディソンの妨害工作⁽⁶⁾によつて、署名や、渡航費募金が成功しなかつた。このため、グリフィスは一七八九年の教区会で主教就任を辞退し、同年七月には他界してしまう。グリフィスに代わつて、翌一七九〇年五月七日のヴァージニア教区会で被選主教となつたのは、マディソンであった。かれは同年九月にイギリスのランベス宮殿で主教に聖別されて、初代ヴァージニア教区主教に着任した。ヴァージニアでは、入植以来一八四年目にしてようやく主教を得ることになったのである。

しかし、一八一二年に生涯を閉じるマディソンの二一年あまりの主教在任期間は、「理性の時代」に反映されるような啓蒙思想や合理主義が蔓延し、アメリカでは広範囲に教会離れの現象がみられた時期であった。マディソンは、こうした情況下、主教としての任務をその後期にはなかば断念した。そのため、一八〇五年から一二年までの七年間は一度も教区会が開かれず、一八一年にニューヘブンで開催されたアメリカ聖公会総会では、聖

職信徒代議委員会の教会情勢委員会が、「ヴァージニアの教会は全滅の危険がある」と警鐘するほどの荒廃ぶりをみせていたのである⁽¹⁾。

第二代ヴァージニア教区主教の着任

一八一二年五月、ヴァージニア教区は臨時教区会を開催し、ジョン・ブラッケンを被選主教とした。だが、教区常置委員会から主教聖別推薦の証明書への署名を拒否されて、ブラッケンは主教に着任できなかった⁽²⁾。教区外からの主教選出に動いていた常置委員は、ニューヨーク教区聖ステファン教会牧師のリチャード・チャニング・ムーアと交渉していたのである⁽³⁾。この件にかんして、ニューヨーク教区主教ホバートとフィラデルフィア教区主教ホワイトと相談したチャニング・ムーアは、公式の招待と選出が整えばとの条件でこれを受諾し、一八一四年五月四日のヴァージニア臨時教区会第一日目にヴァージニア教区の被選主教となつた。そしてチャニング・ムーアは、同月のアメリカ聖公会総会で主教聖別を受け、第二代ヴァージニア教区主教に着任した。立教創立者ウィリアムズの名前であるチャニング・ムーアは、このヴァージニア教区主教の苗字からとられたものである。

ところで、アメリカ合衆国独立二年後の一七八五年、第一回ヴァージニア教区会においてある規則が採択され

ていた。それは、主教の巡回訪問が不可能なこと（第八条）、主教の管理体制に制限をくわえること（第一一条）など、主教への不信感が教区規定に反映されたものであつた⁽⁴⁾。これは初代主教マディソンの時代になつても改善されることはないなかつた。とくに主教の巡回訪問にかんしては、合衆国独立三〇年後のチャニング・ムーアの主教着任時も、依然として歓迎されていなかつたのである。

教区復興活動

だが、リチャード・チャニング・ムーアは、ヴァージニア教区主教着任早々、主教の巡回訪問を敢行した。かれが最初の主教訪問において、主教自身の模範と指導力をみせることで、青年聖職たちはかれら自身の教会の範囲をこえて無牧の地域に出かけて奉仕するようになり、年配聖職も情熱をあらたに信徒への献身に励み、多数の聖職候補生を輩出することとなつた。一八一四年の初動から九年後の二三年に正式発足したヴァージニア神学校の制定まえに、すでに何人かは聖職按手を受けている。そのなかからは、レイヴェンスクリフト（ノースカロライナ）、ベンジャミン・B・スミス（ケンタッキー）、N・H・コブス（アラバマ）ら、将来教区主教となる一群が輩出されている。一八三三年のヴァージニア教区会の時点で聖職者は五六人いたが、そのうち四四人は第二代教

区主教のチャニング・ムーアが接手したものであった。

さらに、チャニング・ムーアは、それまでヴァージニア州都のリッチモンドで定期的に開催されていた教区会を、州内各地を巡回して聞くようにした。それは、靈的に強化された教区会に変質させる効果をもたらした。これにより、主教不在でも遠隔地の聖職による相互啓発や聖職連盟の再組織化が可能となつたのである。こうした聖職たちの活性化は、財政難の教会に所属する信徒の自發的寄金にも運動していくた。

一八二九年は立教創立者ウイリアムズが誕生した年である。同年にヴァージニア教区では聖職未亡人・孤児救済委員会が設置され、ヴァージニア州内の伝道回復を目的とした教区伝道協会も設立された。ちなみにウイリアムズの父ジョン・グリーンは、その教区伝道協会初代主席(三〇一二二年は実行委員会主席)¹⁴⁾である。ウイリアムズが四歳のときに他界した父ジョンは、教区主教のチャニング・ムーアが管理するモニュメンタル教会の信徒として、日曜学校の副校長や監督をつとめていただけではなく、ヴァージニア教区会においても、代議員、主席、信託代議員の資格証明調査委員、教会情勢委員、アメリカ聖公会総会代議員など、要職を兼務した人物であつた¹⁵⁾。

さて、教区主教チャニング・ムーアは、祈祷書・文書

協会の設立に着手しただけでなく、一八一六年から超教派団体のヴァージニア聖書協会会長にも就任するなど、教区外の活動にも意欲的に従事した。

こうして、チャニング・ムーアの教区主教着任当時、七聖職、一三教会という小教区で再発進したヴァージニア教区は、二七年後のかれの他界時には、八九聖職、九四教会という大教区へと成長を遂げたのである。荒廃したヴァージニア教区の復興は、かれの指導力がなければ実現しなかつた。

教区会における厳格な倫理規定の実相

ヴァージニア教区第二代主教リチャード・チャニング・ムーアがもたらした教区の復興は、一方で教区会による厳しい倫理規定といかに調和させるかという努力が必要であった。一八一八年のヴァージニア教区会では、つぎのような流行娯楽にかんする決議を満場一致で採択している。

賭博、劇場鑑賞、舞踏会、競馬は、この教会の全受聖餐者によって断たれるべきである。それは、天の父の加護への懇願に対立する誘惑へと自発的に駆け込むことにより、キリスト者の性質である純粹性を汚し、敬虔な兄弟を侮辱し、かれら自身の救いを危険にする悪影響をもつてゐるからである。¹⁶⁾

一見、厳格な倫理規定との印象を受けるこの決議は、

じつは、この二年まえの一八一六年のヴァージニア教区会に提出された法憲法規改正案の厳格な内容から、穏健な表現と定義へと緩和させたものであった。その一八一六年の教区会において、最後の討議まで延期された四法規の中でも、とくに「信徒規則」という第六・第七条の新条項が問題であった。

第六条は、泥酔、淫乱、冒涜、罵倒、全般的な礼拝怠慢、安息日破り、典礼中の不遜な行為、賭博、強奪、その他明白な生活上の悪徳は、不品行、犯罪として咎められ、公式に非難を受け、聖餐を拒絶されるという「ふさわしくないキリスト教徒」を詳細に定めたものであった。結局、これは第七条とともに撤廃されたが、「礼拝怠慢」や「安息日破り」さえ咎められるこうした厳格な倫理規定を緩和したものが¹⁴⁾、チャーニング・ムーアの間接的な関与が推察されている¹⁵⁾、引用した一八年の流行娯楽にかんする決議だったのである。

たしかに、荒廃した教区の復興には、新主教による指導力を媒介にしながら、教区としての秩序化が急務であり、そのためには倫理規定を制定することが、往時の教会不遜の一般情況からは必要であった。

ただ、こうした倫理規定は、復興途上の教区においては有効であった反面、教区が安定し制度化したときには、

それが硬直した罰則規定に陥る危険性もあった。

二 ウィリアム・ミード

第三代ヴァージニア教区主教の着任

ヴァージニア教区を劇的に再生したりチャーノ・チャーニング・ムーアを後継したのは、ウィリアム・ミードである。ミードは一八二八年に教区会で補佐主教として選出され¹⁶⁾、四一年のチャーニング・ムーア他界後に第三代

ヴァージニア教区主教となつた。ミードは青年執事のときに、ムーアをニューヨークから教区主教として迎えるために精力的に奔走するなど、早期から教区再建に関与していた人物であった。先任・後任主教からは、ヴァージニア神学校設立の功労者との評価を得ている¹⁷⁾。ミードはヴァージニア神学校において、みずから最上級生の牧会神学の教授を永年務めた。

ミードは聖書協会、祈祷書・トラクト協会、伝道協会などの博愛的組織を支援するとともに、超教区的活動として、一八二六年にアメリカ聖公会総会の権威下にはいらない自発性を原則とした聖公会日曜学校連盟を、四七年には福音主義的知識協会を、それぞれ組織している。アメリカ植民地協会にも早期から関与した。なかでも、福音主義的知識協会は、イギリス発信のオックスフォード運動がアメリカ聖公会のハイ・チャーチマンに影響を

与えていた往時、これに対抗するため、ロー・チャーチマン（福音主義者）の党派的急先鋒として、ミードが積極的にその設立にかかわったものであった。

厳罰化された教区の倫理規定

教派内外・教区内外の活動を精力的に展開したミードは、ヴァージニア教区の規律にかんしては、前任主教のチャニング・ムーア以上に厳しい姿勢で臨んだ。ミードは早期から、競馬、トランプ賭博、劇場などの流行娯楽に反対する立場をとっていたが、一八四七年になると、教区信徒に対して牧会書簡を出し、服装、食物、世俗的娯楽にかんして警鐘を鳴らし、詩篇や聖歌などの靈歌や聖書の勧めを説いて、信徒の私生活にも干渉した。¹⁸

そして翌四八年、ミードは教会受聖餐者としてキリスト教徒にふさわしくない習慣を詳細に規定したつぎのような法規を教区会において満場一致で可決した。これは

四九年の教区会でいったん見送られたものの、五〇年に批准されることになった。

受聖餐者としての教会員で、キリスト教徒にふさ

わしくない習慣的行為をする者はだれでも、典礼執行規定にしたがって、教会牧師により主の食卓（聖餐式—引用者）から拒絶され、警告される。賭博、競馬、劇場的娯楽、淫らで放縱な展示や興行、舞踏

会、礼拝の習慣的怠惰、教会が裁可した標準として一般に定められた福音教理の拒否などは、規則が行使されるべき違反である。¹⁹

しかも、「これは教会における規則の問題すべてを包含するものと解釈されるべきではない」²⁰と宣言することにより、そこに言及されていないものも対象となる厳格な倫理規定の内容といえた。聖職違反者には職制の剥奪という厳しい問責が課せられている。²¹ 当代の教会離れの世俗情況を考慮しても、これは、それ以上にその社会現象が懸念されていた三〇年以上まえ、内容が厳肅すぎるとの判断から可決された前記の一八一六年の「信徒規則」の内容に匹敵するか、それを上回るものでさえあった。こうして、教区が復興し、その制度化が進んだとき、教区の聖職信徒は規律的に厳しく拘束されいくことになった。

立教創立者ウイリアムズの宣教師任命と教会任務

一八五五年六月二八日、ヴァージニア神学校の卒業式がおこなわれ、教区主教ミードによって卒業証書がウイリアムズに手渡された。その翌日の二九日に、ウイリアムズはアレクサンドリアの聖パウロ教会で、教区補佐主教ジョン・ジョンズによつて執事に按手された。²²

これに先立つヴァージニア神学校卒業間近の五五年四

月四日の書簡で、ウイリアムズは中国伝道宣教師志願をアメリカ聖公会内外伝道協会外国委員会に表明していた。このとき、ウイリアムズは、ヴァージニア教区主教のミードが、外国委員会がウイリアムズを中国に派遣する決定的な日時を定めるまで、ヴァージニアのある教会をかれにあたえると通知してきたことに言及。ウイリアムズはこれについて、「かなり失望している」ことをつたえ、ウイリアムズの早秋の中国派遣を外国委員会が明言することをもとめた。けれども、財政難の外国委員会は、遣清宣教師の任命をもとめる神学校卒業後の七月二〇日のウイリアムズ書簡⁶に対しても、すぐに応諾できない状態にあった。ウイリアムズがヴァージニアでの教会任務を負うことを見まなかつたのは、かれが希望していた五五年早秋の中国派遣の可能性があるなら、教会着任に同意しても、わずか二、三ヶ月であり、そのような短期間の牧会任務は有効でないばかりか、出航期日が決定しても教会任務のため、その機会を逸する可能性さえあると判断していたからである。このため、ウイリアムズは八月一日の書簡で、外国委員会が一月一日までに中國渡航の許可をあたえる可能性がかなりおおきいと思われ、教会委員会もそのような短期間だけの雇用には意欲的でないと思われるため、教会任務を辞退したことをつたえている⁶。

遣清宣教師として東洋に渡航する直前、青年執事のウイリアムズは、中国への伝道使命感と、帰属教区主教ミードによる短期間の教会任務要請のはざまで、翻弄されたのであつた。

三 ジヨン・ジョーンズ

第四代ヴァージニア教区主教による教会問題への対処
ウイリアム・ミードが第三代教区主教に就任した翌年の一八四二年、ジョン・ジョーンズは教区補佐主教に選出され、六一年のミード他界後は、第四代ヴァージニア教区主教として、七六年までの計三五年間を主教としてヴァージニアに在任した。

しかし、ジョーンズの主教在任時は、教会と国家にとつては波瀾の時代であり、アメリカ合衆国建国後の停滞期以上に不安定要因が渦巻いていた。

聖公会内のオックスフォード運動をめぐる論争は、ジョンズのヴァージニア教区補佐主教の選出時に頂点に達しようとしていた。ジョーンズはミードほど党派的ではなかつたが、ミードとともにロー・チャーチのがわから、オックスフォード文書の教理的性質を拒絶することには共感し、一八四〇年代に聖公会がハイ・チャーチ色に侵食されかけたときに、福音主義的信念をつらぬいた。

他方、往時ケンタッキー教区補佐主教であったヴァー

ジニア出身のG・D・カミングスは、四〇年代のオックスフォード運動の影響に次ぐ七三—七五年の第二期ハイ・チャーチ攻勢に反抗して、福音主義的立場からアメリカ聖公会離脱の標準をかけながら、改革聖公会を結成した。このとき、ヴァージニア教区の聖職信徒の大部分は、ジョーンズへの信頼から、ジョーンズの決意次第では、かれとともに聖公会を脱退するという全般的な確信があった。だが、このときジョーンズはけっして動かなかつた。こうしたロー・チャーチの過激分子に扇動されたヴァージニアでの聖公会離脱運動は、同世代の聖公会指導者からは聖公会の危機として憂慮されていたが、ジョンズによってせきとめられたのである。

ウイリアム・アンド・メリーランド大学と南北分裂問題

黒人奴隸解放問題にかんする国家を二分する世論は、アメリカ合衆国建国後最大の国家危機の予兆であつた。ジョーンズは、一度は謝絶していたウイリアム・アンド・メリーランド大学学長に、再度の要請を受けて一八四九年に就任することになった。立教創立者ウイリアムズが同大学に入学する前年である。ジョーンズが学長に嘱望されたのは、奴隸制問題にかんする論争において、かれが機智的で中立の立場であることから、大学の政治的危機を最小の摩擦によって修復する最適の人材としてみとめら

れたからである。諸大学が林立する往時の財政危機をしのいだジョーンズの手腕も、後代の史家によつて認められている。

そして、アメリカ合衆国が南北戦争に突入した一八六〇年代前半、アメリカ諸派の教会が南北に二分したように、地域支持を基盤としていたアメリカ聖公会も一時二分されるが、ジョーンズは戦後被災した南部最大のヴァージニア教区を復興させるとともに、ヴァージニア教区をアメリカ聖公会に復帰させたのであった。

中国・日本伝道主教按手式の説教者

南北戦争終結直後の一八六五年一〇月二三日、アメリカ聖公会総会は、遣日宣教師チャニニング・ムーア・ウィリアムズを第二代中国・日本伝道主教に選出した。そして、翌六六年一〇月三日、ウイリアムズはニューヨーク市聖ヨハネ礼拝堂で主教に按手された。このとき説教をおこなつたのが、ジョン・ジョーンズであった。

ジョーンズは、マルコによる福音書第一六章一五節の「全世界に行つて、すべての造られたものに福音を宣べ伝えなさい」の句を引用し、大学時代から熟知している被選主教ウイリアムズについて、また、かれがこの職務にとくに秀逸な適合性をもつてゐることを、もつとも感動的に語つてゐる。このとき、もしウイリアムズ当人が

在席していなければ、ジョーンズはさらにウイリアムズを賞賛したであろうが、かれの在席とかれの相当な謙遜を知っていたので、ジョーンズはそれ以上の賛辞を抑えた、とアメリカ聖公会伝道機関誌SM(同年一月号)は報じている⁶⁶⁾。この説教後、主教按手を受けたウイリーアムズは第二代中国・日本伝道主教に着任した。

主教の指導力と権威との均衡

教理的離反や戦災によるヴァージニア教区の危機的情況は、ジョーンズの指導力によって打破することができたのであり、ジョーンズのはたらきなくしては、ウイリーアム・アンド・メリーリー大学の活性化や、ヴァージニア教区の再興はなかつた。

荒廃状態のヴァージニア教区を復興させたりチャード・チャニング・ムーアや、戦災や分裂の損傷から教区を再興させたジョーンズのような主教の指導力は、教区が不安定な情勢にあるときに、信仰の師父としての主教の権威が有效地に発揮されたことをものがたつてゐる。ただ、この二人の主教のはざまにあって、比較的教区が安定した環境にあつたウイリアム・ミードの時代、かれの主教書簡に発せられたような教区による倫理規則の強化は、混乱する教区の秩序化から安定した教区の制度化へとさまでりするなかで、ヴァージニアの聖職信徒を必要以

上に拘束することにもなりかねない潜在性をともなうものであつたことを留意すべきであろう。それは、人格的な指導力において発揮された主教の使徒的はたらきが、硬直した主教の権威へと変質する可能性をともないながら、教会の正統性がつちかわれていく過程でもあつた。

こうして、憲法規上はアメリカ聖公会の総会や教区に権威を帰属させ、警戒感を招くような主教会や主教の強権が誇示されない教会制度を構築する一方、その民主的教会運営の名において、教会の正統性からはずれたと判断された聖職信徒を排斥する仕組みが、主教のイニシアティヴによって、ととのえられていくことにもなつたのである。第二代ヴァージニア教区主教ウイリアム・ミードによる聖職位剥奪をともなう教区倫理規定の罰則化は、その一つの例証とすることができるであろう。

第三章 アメリカ聖公会内外伝道協会

一 教会機構の権威

アメリカ聖公会内外伝道協会
一八二一年設立のアメリカ聖公会内外伝道協会(Domestic and Foreign Missionary Society of the

Protestant Episcopal Church in the USA) の成立事情と機構については、前記拙著において詳述したので、本稿では、その概要と要点を集約しておくことにする。

アメリカ聖公会の伝道協会設立へのあゆみは、一八世紀末にさかのぼる。アメリカ聖公会の全国組織統一の三年後にあたる一七九二年の総会は、「合衆国辺境・福音宣教師支援計画」を制定した。けれども、それに対する反応は乏しく、つづく一七九五年の総会は、伝道事業の問題を諸教区に差し戻すことになった。これは、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての教派の停滞情況と、各教区の復興が急務という事情が影響したためである。

このため、プロテスタント諸派が一八世紀末から一九世紀初頭に伝道事業を開始したのに対し、アメリカ聖公会の伝道協会の組織化の初動は、一八二〇年まで遅延する。

そして、翌二一年に正式に結成されたアメリカ聖公会内外伝道協会も、一八三五年までは、教派よりも、各教区

依存する自発的財政によって運営されていた。したがって、総会という教派の最高権威を代任する機構と、信徒による自発的寄金に左右されるという財政の両面を、いかに調整するかが、伝道協会の本質的な課題であった。そこで、一八三五年のアメリカ聖公会の総会は、内外伝道協会の神学的理念を再定義し、組織機構の改変をおこなった。この総会は、まず、アメリカで聖公会の教会が組織されていない地域に行き、教会を設立し、教区を形成するための伝道主教職を創設することとした。そして、その伝道主教基金を聖公会の全信徒に要請するという見解を前提に、聖公会の受洗者は、全員その洗礼によって自動的に伝道協会員となることを宣言したのである。これにより、全聖公会信徒は、伝道協会の代行者であるという理念の構築をめざしたのであった。

国内伝道と外国伝道の対立構造

一八三五年のアメリカ聖公会総会は、ハイ・チャーチマンが推したこの理念再編案を可決した。だが、多数のロー・チャーチの聖職信徒たちは、協会の伝道意欲や伝道事業の自発性が損なわれることを懸念して、これに反対した。ただ、結局、ロー・チャーチがわがこの理念の採択を受け入れたのは、この総会で任命予定であった。けれども、この伝道協会は、会員と補助会の寄金に

伝道協会の課題—理念の転換と改組

アメリカ聖公会総会の権威下に成立したアメリカ聖公会内外伝道協会は、総会で選出された役員と委員が、伝道任地を選定し、宣教師に伝道活動を委任するものであった。けれども、この伝道協会は、会員と補助会の寄金に

ネットと選出にかんして、ローがわから内外一人ずつ計二人の主教を任命するといふ、ハイがわとの事前の妥協をむすび、ローがわがそれに譲歩したからであった。ところが、ハイがわの主教が国内の二伝道主教に選出され、

外国伝道主教は未選出となり、伝道主教のポストを一つも得られなかつたローがわにとつては、裏切られる結果となつた。これにより、その後は国内伝道がハイ・チャーチ、外国伝道がロー・チャーチという厳然とした対立構図をもたらすことになったのである。さらに、一八四〇年以降のオックスフォード運動に触発されたハイがわと、それに激しく対立するローがわの派内敵対関係が助長されていくことになった。そのため、これ以後の伝道協会内の国内・外国両委員会間の相互不和や軋轢は、伝道局年会での和解工作や、三年ごとの総会での相互の財政の査証を必要とするほどにまでなつた。

一九世紀なればを前後して、中国、アフリカ、日本の海外伝道主教として派遣されたのは、いずれもロー・チャーチ系のヴァージニア神学校出身の宣教師であり、アメリカ聖公会の海外伝道は福音主義的なローがわが占めることになつた。このようないくつかの対立構造は、アメリカ聖公会の伝道事業が制度上、国内外の両委員会に分化して展開された一八三五年から八五年までの半世紀間も継続し、ローがわの海外伝道に財政的に悪影響がもたらされることに

なつた。それは、ハイがわが独占する国内伝道に寄金が集積し、ローがわが独占する外国伝道への寄金が枯渇したためである。

理念の転換と自発的財政の齟齬

一八三五年のアメリカ聖公会の総会で、理念的に伝道協会員と定義した全聖公会信徒に、伝道協会への拠出金を教会法的に義務づけることは不可能であった。そのため、伝道協会の自発的財政という内実は維持され、伝道協会の財政難が解消されるにはいたらなかつた。

伝道協会は、伝道活動の必要経費を調達する責任をもつ同派の公的機関でありますから、法憲的には総会の決議に拘束されていた。そのため、財政難を理由に伝道主教区の増殖を抑制するよう総会に強いることもできなかつた。財政難が解消されないまま、任地が増加していくと、いう葛藤をかかえる伝道協会は、既存の任地の伝道主教が懇請する追加宣教師の派遣や経済支援の要請を、不本意ながらも放置せざるをえない土壤を、当初からつちかうことになつたのである。

伝道協会は、半世紀間も対立してきた内外委員会を統廃合した一八八五年以降になると、信徒の自発的寄金（基本的な集金は各個教会単位）だけでなく、富裕信徒の遺贈の積極活用が奏効したことで、その財政難はしだ

いに解消されていくことになる。けれども、それ以前の伝道協会は、海外伝道における負債財政を脱却できない状態での運営を余儀なくされていた。その期間は、立教創立者ウイリアムズが宣教師として最初に中国へ渡航した一八五五年から数えても、三〇年間もつづいたのである。

アメリカ聖公会の海外伝道事業における財政は、伝道協会の理念の再編により、自発的な伝道精神が希薄になりがちな信徒がもたらす自発的寄金に依存しなければならないものであった。それは、一八六〇年代までアフリカ伝道を財政的に厚遇した外国委員会が、中国と日本の任地を冷遇した事例に象徴されるように、伝道協会すなわちアメリカ聖公会の債務を、教派の代表として東洋の果ての任地に派遣されている伝道主教個人に負わせ、無策のまま主教を任地に放置するという失態を恒常化させた¹⁹。教派の公的権威を帶びた伝道協会という教会機構は、最初の半世紀間あまりの海外伝道事業の財政にかんしては、派遣宣教師を苦しめることになったのである。

内外伝道協会の機構

一八二一年以降の伝道協会の機構は、内外委員会や理事会などを傘下におさめた伝道協会が、総会の下部に位置する二部制であった。理念の交換を敢行した一八三五

年の総会は、三年に一度開催の総会間の伝道事業を監督するために伝道局（Board of Missions）を設置。年会の開催と年報の総会への提出義務を負わされた伝道局は、毎週あるいは隔週開催の実働機関として、国内と外国の両委員会を組織し、内外伝道を別途に委託するという機構の改変をおこなった。こうして、伝道協会を総会・伝道局・内外委員会という三部制に改組した。三五年の総会は、伝道局の構成員三〇人を選出し、アメリカ聖公会総裁主教を伝道局長、諸主教を役員とし、諸主教は理事会と伝道局の両委員となつた。これにより教会と伝道の連携は密接なものとなり、この体制が一八三五年から半世紀間継続したのである。

一八七七年に内外委員会と伝道局の中間で懸案を処理する暫定実務機関としてあらたに設置された（三ヶ月ごとの開催の）理事会（Board of Managers）が、八五年になると、国内・外国両委員会を統廃合し、半世紀間つづいた国内と海外の敵対関係を解消して、組織を一元化して教会の伝道体制を強固なものにしていった。この理事会は、一九〇四年に伝道局（Board of Missions）と改名し、一九一一年まで伝道協会の基本的な執行機構としての責務をになっていた。

伝道協会の権威

伝道協会の機構上の変遷を概観すると、いずれも総会の権威によって伝道事業の運営が委任されており、制度上、教会権威との関係は密接であった。というよりも、伝道協会は総会という教派の正統的権威を宣教分野で代行する教会機構そのものだったのである。このため、宣教師の教理問題も、伝道協会によって、海外宣教師の言動が教派の教理的標準から外れたと判断されたような場合は、宣教師を任命し解任する権限が伝道法規上は海外宣教師が帰属する海外伝道主教にあるにもかかわらず、ときとして伝道協会は伝道主教の意向を尊重することなく、当該宣教師の解任、停職などの決議をとおして、その絶対的な権威を誇示したのであった。宣教師の身分を剥奪された海外派遣の宣教師のなかには、伝道任地の異言語の習得にすぐれ、異文化圏の「異教徒」から受容されていた優秀な宣教師がおおくいた。それでも、伝道協会が宣教師解任の判断をしめすとき、海外伝道事業における宣教師による言語能力や異文化への理解度は、解任をくつがえすほどには考慮されなかった。これは、歐米の宣教師派遣団体やその母教会が、海外の伝道任地の国との対等なまたは双方向の異文化交流をとおしてではなく、一方通行的な異文化伝播を前提としたキリスト教伝道を展開していたことをものがたるものである。そして、その伝えられるべきキリスト教は、伝道協会の公的

権威で武装された教派の教理に準ずるものでなければならなかつた。

伝道協会の教会権威は、異文化圏の異教にたいするキリスト教という正教意識とともに、教派内の異端思想にたいする正統性をも堅持する装置となつたのである。

二 聖公会伝道の体制主義的的理念

アメリカ聖公会における体制主義的的理念

英國教会の誕生がヘンリー八世の離婚問題に起因するといえ、英國教会の神学者は、英國教会の自律性という概念によって、ローマ・カトリック教会からの分離を正当化した。その自律性はイングリカンズムという民族文化に根ざす国家至上主義によつてさせられ、國教会に結実した。北米が英國の植民地から独立したとき、独立国家となつたアメリカ合衆国の聖公会指導者たちは、英國教会とおなじ自律性という概念を用いて、英國教会から独立した。こうして、イギリスでは国教会という体制教会であった聖公会は、アメリカでは一教派となつたのである。

ところが、アメリカの一教派としての聖公会も、しだいにアメリカのキリスト教他派に対して、自派の優越性を主張するようになつた。往時ほんどのプロテスタント諸派が採択していた「あたらしい手段」と呼ばれた不

規則な礼拝集会やリヴィア・イヴァリズムに対し、聖公会は祈祷書による秩序化された教会生活を誇っていた。リヴィア・イヴァルに好意的であった聖公会のロー・チャーチマンも、その無秩序的な情動に対し警戒し、祈祷書による秩序化された典礼を優先することでは、ハイ・チャーチマンと相違はなかった。聖公会内のハイ・ローの両チャーチマンによる神学的解釈の対立にもかかわらず、祈祷、默想、礼拝を秩序づける聖公会の教会生活が、キリスト者形成への理想的手段であるというはばひろい合意は、聖公会内で共有されていたのである。

主教制にかんしても、聖公会内で一致した神学的定義はなかつたが、この按手された奉仕職が教会の教理、規則、礼拝の統合を維持し、教会の共同生活を助長させるという理解では合意があつた。ほとんどの聖公会員は、一般に、この教会職制は他派の職制よりも伝道手段に適したものとの認識をもつていた。他派との共通課題であつた合衆国のキリスト教化において、聖公会が北米中にその教会職制をもたらすという特別な召命が確信されるようになると、当初開拓地に定着した聖公会信徒に焦点がおかれていた開拓伝道は、教会の組織後にその任務は拡張していき、伝道主教は聖公会員だけでなく、その地域住民全員の主教と考えられるようになつていった。

伝道協会による伝道地域の設定と、伝道主教区の制定

は、アメリカ社会という共同体全体に奉仕する野心的なところみでもあつた。アメリカは、教区と伝道地域をして、アメリカ全域を牧会責任と自認する諸主教の地域上の管轄権に分割されていったのである。一八三五年のアメリカ聖公会総会による伝道協会の理念と改組は、こうしたアメリカの聖公会化という願望を背にして、全米伝道網に全聖公会員を組織することへとうながしたのである。

アメリカ聖公会の海外伝道理念

アメリカ聖公会の海外伝道事業も、国内伝道とおなじように、自派優越意識を前提とした体制主義的的理念の変則化として展開された。英國教会の自律性の根拠であるアングリカニズムが、異文化圏に適用されるとすれば、その変容の原理は、自国民伝道による異教国家のキリスト教化であった。

非アングロ・サクソン国家にそのアングリカニズムを課すところみは、異文化伝道の先駆となつた英國教会によるヴァージニア植民地のインディアン伝道で経験されていた。教会は、植民地学校で教育をほどこされた有望なインディアンの若者を、教会生活へと合体させ、機をみて適時に、二重文化の傾向をそなえたインディアンに、アングリカンの信仰と実践を翻訳させて、インディアン

国家に教会を設立するため、かれらを送りかえしたのである。

けれども、異文化は認知しても、異教はけつして認めない伝道は、異教文化圏において異教と異文化が不可分である現実への認識が希薄であり、事態は難航した。二重文化の比重として、尊重はされたとしても、インディアンの民族文化が文明性を誇るアングリカン文化に優先されることは稀であった。二重文化の担い手によるアングリカニズムの正統的な継承が母教会から認容されるまでは、異教徒自身によるキリスト教伝道、すなわち国民伝道によるその国家のキリスト教化に向けての権限は委譲されなかつた。異教や異文化による国民統合でなく、キリスト教による国民統合のため、外国人宣教師の監督による異教国のキリスト教化という構図は、たやすくは変容しなかつたのである。

最初のインド人主教（一九一二年）は植民地下での按手、また、最初の中国人主教（一九一八年）は敗戦条約下での按手ということで、いずれもかれら自身には管轄権がなく、ヨーロッパ人主教の補佐役というのが、現実であった。

世界の聖公会で、もつともはやく管轄権をもつ現地人主教が誕生したのは、一二〇世紀に入り四半世紀を迎えるとしていた一九二三年である。それは、日本聖公会の東京教区と大阪教区の主教に按手された元田作之進と名出保太郎であった。

日本の近代化に比例する母教会の財政支援

外交と貿易との不可分な関係のなかで展開された一九世紀のキリスト教海外伝道は、全般に逆輸入のない異文化圏への西洋文明導入の一経路でもあつた。とくに、民族文化を基盤とする国家志向が濃厚なアングリカニズムにもとづく聖公会は、「文明」の宗教として、その体制的理念が、「未開」な異教民族の近代「国家」形成に際して、より有力なモデルとなりうるとの認識が、伝道機関にはあつた。

これは、アメリカ聖公会内外伝道協会外國委員会（一

八八五年以降は理事会)による日本伝道への支出額にも表れている。幕末から明治末期までの対日支出額を、他の海外伝道地へのそれと比較すると、もつとも資金援助が必要であった草創期の日本伝道は、外国委員会による

一八七〇年までのアフリカ伝道優遇方針により、弱小ミッションとして切り捨て対象となり、何度も閉鎖の危機に瀕した。ところが、日本聖公会が成立する一八八七(明治二〇)年ころには、本国の海外伝道全般の債務財政が解消されるようになり、九〇年代以降になると、東洋伝道のなかでも日本伝道が厚遇され、寄金額や支出額において最多額を記録していくようになる。

これは、日本人による教会の自給自治を鈍らせるこ

とに連動し、宣教開始一世紀以上を経た第二次世界大戦後

においても、日本が外国ミッションに経済依存するとい
う事態をもたらした。もつとも資金が必要であった日本の国家形成の流動期に送金せず、支援額を減少させて自給をうながすことが可能となつた日本が立憲国家となつた時期に、支出額を増加させるというアメリカ聖公会の伝道母機関の方針は、伝道対象である日本人の自給自治による教会建設を、日本という国家のめざましい近代化の経緯と重ね合わせて射程にいれていたことになる。^{脚注}聖公会の体制主義的理念の根幹となる国家的関心が、ここに体現されている。しかも、それは日本における既存

の伝統の異文化でなく、文明開化と欧化主義によって西洋文化を模範とした近代日本という異教国に関心をしつすという、自文化優越観にささえられていたものであつた。^{脚注}

国民統合という統一概念を礎とする聖公会の体制的的理念は、おなじアングロ・サクソン民族文化圏の伝道では機能したとしても、異文化圏への適用においては問題があつた。^{脚注} アングリカニズムの異文化圏への移植は、体制主義的理念の属性としての排他的国粹主義の危険性を、とくに日本のような自文化への誇りが高い民族にあたえることになったからである。これを憂慮する在日宣教師は、日本という任地からの撤退の判断を鈍らせることにさえ連動した。^{脚注}

聖公会系の外国人宣教師による異文化受容の志向にもかかわらず、また、大正末期の二人の日本人主教の誕生にもかかわらず、経済支援を米英の母教会から日本にもたらす多くの外国人主教管轄の諸地方部によって日本聖公会が構成されているかぎり、国民伝道による日本のキリスト教化というヴィジョンの実現は遠かつた。

聖公会の体制的伝道理念の異教国日本への適用は、その国民統合の準拠をめぐり、土着化と文明化の両極のはざまで、針が揺れづけたのである。

第四章 異文化圏の外国伝道主教の提言

一 中国・アフリカ発信の国民教会理念の実践要請

アメリカ聖公会の初代外国伝道主教

アメリカ聖公会の伝道主教区管轄の源泉が、教区会や主教会ではなく、総会にあるという原則は、一八〇八年の総会で決定されていた。教会が組織されていない地域や州に、伝道主教を選出し派遣する公的権威機関として、総会が既定教区を超えた管轄権をもつ機関とされたことは、主教ではなく総会に権威を帰したこの教派新生の波動が、教派の伝道事業にもおよんだことをしめしている。しかし、実際に同派の国内伝道主教が誕生したのは、既述したように、一八三五年であった。外国伝道主教はその後さらに一〇年を要している。

最初の外国伝道主教別までのあゆみを概観しておこう。一八三八年に外国伝道主教の着手を得策とする法規第一条第四項が可決され、四一年の総会において、伝道局はテキサスと西アフリカに伝道主教の聖別を要請した。これにより、テキサスへはヴァージニア教区聖職のN・H・コブスが主教会によって指名された。だが、聖職信徒代議員会の反対でテキサス伝道主教は実現しなかった。

西アフリカ外国伝道主教は、四四年の総会においてサウスカロライナ教区のアレキサンダー・グレンナーを選出したが、辞退されてしまったため、五〇年の総会がジョン・ペインを初代アフリカ（リベリア）伝道主教として選出するまで待たなければならなかつた。

アメリカ聖公会最初の外国伝道主教は、一八四四年の総会で選出され、同年一〇月に聖別された中国のウイリアム・ジョンソン・ブーンと、トルコのサウスゲイトである。けれども、トルコ伝道が五年後のサウスゲイトの帰国と辞任により閉鎖されたため、アメリカ聖公会の海外伝道は、一八六〇年代まで、外国伝道主教管轄区を有する中国とアフリカの二大異文化圏を中心展開された。

アメリカ聖公会の海外伝道は、奴隸解放運動をめぐりアメリカを二分した国内事情もからみ、一八六〇年代まではアフリカが最重視された。だが、七〇年代にはいると、第二代中国・日本伝道主教（七四年からは初代日本専任主教）チャーニング・ムーア・ウイリアムズが冷遇されつづける東洋伝道の救済を訴えたことと、外国委員会主事総代の交替を契機にして、中国と日本の東洋伝道に重心を変えることになる。

けれども、ことばも文化もまったく西洋文明とは異なる異教・異文化圏への伝道は問題が山積していた。海外赴任地に在住する初代伝道主教たちは、母国アメリカの

伝道機関に問題解決のための多様な提言をおこなうが、伝道母体は、そうした提言を理念的に理解しても、その現実的対応には限界を露呈したのである。

中国とアフリカの伝道問題

初代中国伝道主教ブーンが、現地人による国民教会の自治自立という究極的な聖公会伝道の理念を実現するため、中国伝道において顧慮したのは、異教国のキリスト教化というおなじ使命をもつ他派との協働と競合であった。英國教会系の伝道機関は、同系教派としてアメリカ聖公会よりも遅れて来清していたが、ブーンにとって、米英両教会の重複した伝道任地における関係を調整することが急務であった。アメリカ聖公会が中国伝道事業において他派との競合関係において優位となるためには、いかに英國教会と協働できるかにあったからである。それは、現実問題として浮上した祈祷書共同翻訳および主教管轄権問題などをいかに解決しうるかにあった。ブーンは、これを実現するための第一歩として、祈祷書翻訳にかんする協働を提倡したところ、英國祈祷書・英國説教協会からも賛意を受けた。¹⁴⁾

ブーンは、さらに中国人聖職候補生の按手にかんして、伝道主教管理下の二人以上のアメリカ聖公会聖職宣教師の署名が必要な推薦書が、もし英國教会系三人とアメリ

カ聖公会がわ一人の四人で満たされば、現実に按手は遅延されなかつたという事例を提示して、現地人聖職候補生にかんする法規改正を本国にうつたえ、全聖公会の支部の結束をうながした。

アフリカ伝道主教ジョン・ペインも、外国伝道にかんするヴィジョンをブーンと共有していた。ペインによれば、外国ミッションと母教会の立場は変則的なものであり、当面は、母教会の権威機関である総会がこれを考慮しなければならない。けれども、それは一時的な暫定措置であるべきとし、宣教師は母教会の総会によって代表される反面、現地で独立教会を組織し、制定するようにも委託されているという両面を指摘した。そのうえで、法規では認められていない、信徒の資質や能力を吸収する制度と、アメリカの執事よりも薄学の現地人執事の認可を、ペインは本国に提案したのである。¹⁵⁾

ペインはブーンとおなじように、インディアン地域の伝道でこころみられたような、異教から改宗した現地人聖職による国民教会の確立という、究極的な目標に向けた具体策発動の検討を母教会に要求したのであつた。

母教会の鈍い反応

海外同一地域での米英聖公会の協働にかんして、ブーンは当面の問題であつた米英主教管轄権とからめて話し

合おうと、一八五三年のアメリカ聖公会総会に出席する帰途、イギリスに寄港して英國教会のカンタベリー大主教や諸主教との会合を予定していた。ところが、ブーンの病状が悪化したため、外國委員会による代理主教とA・H・ヴィントンが代行派遣されることになった。けれども、カンタベリー大主教とCMS主事らとの会見では、中國の諸都市のうちの一都市全域で、同系教派の米英主教が管轄権を主張し合うことを防ぐよな協定は、結ばれることはなかった。⁴⁹⁾

ブーンとペインは、さらに中国人の聖公会系国民教会の設立のために、米英聖公会の同一伝道地域での協働の必要性を、カンタベリー大主教に送信することを望んだが⁵⁰⁾、やはり成果は得られなかつた。

英國教会が認めない管轄権上の問題において、中國伝道地に英國教会よりも早く進出していったアメリカ聖公会に讓歩をもとめることも困難であつた。現地人主教が統率する現地の国民教会の自治自立といふ、聖公会の伝道理念を実践するためには、まず米英の母教会にその理解をもとめなければならなかつたが、米英の教会權威は、アメリカ聖公会初代外国伝道主教たちから、この理念の実現のための具体的検討とその初動を要請されながら、動かなかつたのである。

一八四一年から七三年までの「自由貿易帝国主義」の

時代には、CMS名譽幹事ヘンリ・ヴェンは、海外伝道地において現地人を積極的に登用することを提唱し、アメリカ聖公会海外伝道主教らが主張した現地人教会の自立に向けての理念の実践を、任地のCMS宣教師にもとめていた。けれども、ヴェンが他界した七三年以降、とくに一八八〇年代以降の「帝国主義」の時代になると、CMSでは、現地のひとびとによる自立という理念を後退させて、ヨーロッパ人宣教師に指導され、母教会との永続的な関係を必要とする存在へと、現地人教会の立場を転位させていったのである。⁵¹⁾

米英聖公会の協働により日本聖公会が創立しようとしていた一八八七年の直前に、英國教会第二代日本主教エドワード・ビカステスは、独立心旺盛な日本人の教会規則にかんして、CMS主事らが細目にわたつて注文をつけてきている無理解を父親宛の書簡で嘆いている。⁵²⁾

二 日本伝道主教の自治教会実現への方策

自給による自治教会の実現努力

現地人による国民教会の自治自立といふ理念を、たとえ母教会の權威機關が認めたとしても、現地の独立教会が母教会から経済的支援を受けるかぎり、それは有名無実なものであると実感していたのは、第二代中国・日本伝道主教ウイリアムズであった。かれは、独立教会の自

治は、その教会の自給が実現してはじめて可能であるとして、伝道母機関に理念の実践を要請することよりも、現地教会が自給を志向することが、教会自治に運動する有為なあゆみであるとして、現地人に伝道理念の実現努力をもとめたのである。

これは、第二代中国伝道主教としてのウイリアムズの経験にもとづくものであった。ウイリアムズは一八七四年四月二三日の書簡において、初代中国伝道主教ブーンの時代から、二人の中国人聖職が、他派の在清外国ミッションが支払っていないような高給を得てきているため、アメリカ聖公会の上海ミッションは創設後三〇有余年経っているにもかかわらず、聖公会の中国人信徒による自給努力がまったくないという悪例を指摘。そして、現在ある中国人聖職が給与の値上げを申請しているが、現地人聖職が最初にアメリカの宣教師派遣母体から高給を得れば、かれが管理する現地人教会の自給率が低下する危険性に触れている。

日本人聖職の給与設定

一八七四年秋の入学後から三年後にバージニア神学校を卒業予定の日本人聖職候補生の横山錦柵から、金銭問題や聖職接手にかんして相談を受けたウイリアムズは、最初から高給を期待すべきでないことを、横山につたえ

るようになると、七四年に外国委員会に提言していた⁶⁰、実際ウイリアムズは、その三年後の七七年になると、中国の先例を繰り返すことのないように、ふたたび警鐘した⁶¹。

そして、ウイリアムズは七七年三月九日の書簡で、横山の少額給与設定を本国につたえたのである。それによると、横山は宣教師として来日する予定とつたえてきていたが、これは後続の日本人聖職に影響をもたらす問題であり、中国の悪例を踏襲しないためにも、もしかれが外国人として暮らすのであれば無理であるものの、東京で日本人一人として暮らすのであれば、月額二〇ドル、最大限二五ドルで快適に生活できることを考慮すべきである⁶²、というものであった。

これは、ウイリアムズが、「わたしは、日本の教会ができるだけ早く自給する姿をみたいと願っており、これを実現させる方法は、少額給与ではじめることである。最初から日本人信徒に、かれら自身の聖職を支える責任をもつ努力の必要性を主張することである」と述べたように、日本人教会の自給による教会の自治独立という恒久的目標をみすえていたからにほかならない。ウイリアムズは、アメリカの母教会から受給可能である他派の日本人聖職が、自国民から給与を受けたいという意思でそれを辞退したことに言及して⁶³、日本基督伝道会社

(日本組合基督教会の前身) の澤山保羅のような自給精神を、聖公会の日本人聖職にも望んだのである。

アメリカ聖公会系の日本人聖職の給与

アメリカ聖公会系の日本人聖職の自給努力は、先例となる横山が金銭問題に不満をもらし、さらに心気症でほとんど実働しないまま、引退したことで中断することになった。けれども、その六年後の一八八三年三月に、田井正一、金井登という、日本の聖公会で最初の聖職接手となる日本人執事が誕生した。

八三年の田井の年俸を二二五ドル(金井の八三年の給与は病欠のため一五〇ドル)、八五年には二四〇ドルとして、六年まえの横山の給与設定(月額二〇ドル)、年俸二四〇ドル)に準じた額に設定している。これは、同年の外国人宣教師給与と比較すると、独身女性の約三分の一強、独身男性の約四分の一強、既婚男性の約六分の一の額であった。⁶⁹⁾

一八五九年の宣教師来日元年から四半世紀後に実現した待望の日本人聖職に、ウイリアムズは日本人教会の自治に連動する少額給与を、当初からもとめたのである。それは、自国民による教会の自給自治という聖公会の伝道理念の実践をめざしたからであった。それでも、ウイリアムズは個人的には、横山をはじめとする他の日本人

聖職候補生への奨学金として、匿名で私財を投与して現実的な経済均衡もはかっていた。アメリカの母教会が日本ミッションに認めなかつた予算項目の資金さえ、ウイリアムズは私財によって補てんしていたのである。かれが個人への奨学金を匿名としたのは、自身の謙遜とともに、伝道主教という教会の公的立場からの献金は、日本人の教会の自給を鈍らせるとの判断がはたらいていたからである。けれども、そうしたウイリアムズの配慮も、日本人信徒や聖職の自給志向に直結するものとはならなかつた。

在日外国人宣教師の高額給与

日本伝道主教としてウイリアムズは、日本人聖職のみにきびしい自給精神をもとめていたわけではない。かれは、来日宣教師には伝道上の必修条件として、日本語習得を課していた。これは、ことばの習得になんの努力もしない在日宣教師がすくなくなかつたからである。ウイリアムズは一八八六年六月の書簡において、前年に国内・外国委員会を統廃合しアメリカ聖公会の伝道実務機関となっていた理事会 (Board of Managers) が、宣教師給与の値上げ要請を受けいれる決議をしたことに対しても、いくつかの改善すべき事例や疑念を提起している。そのなかで、宣教師の給与増額は、勤続年数ではなく、日本

語の規定試験の成績によるべきであると、かれは提言したのである。結局、これは実現しなかつたが、この提言は、在日宣教師たちのなかには、西洋文明を背負うキリスト教の優越観を誇示するのみで、日本文化への関心と日本語の理解力がないものが、いかにおおかつたかとう傍証でもあった。

幕末の来日後、ヘボンやニコライらとおなじく、日本語習得や日本文化の研究を地道に忍耐づよく継続したワイアムズにとって、こうした宣教師の任地である日本への無関心は耐えがたかったにちがいない。しかも、こうした宣教師の給与は、先に述べたように日本人聖職の給与額の数倍もあった。ある在日宣教師は、在日アメリカ人宣教師の給与がアメリカ母教会の同国人聖職よりも高額であることさえ証言している⁴⁰⁾。したがって、日本伝道主教として財務管理をふくむ管轄責任をもつワイアムズが、在日宣教師の生活様式そのものが西洋文明を体現していたことに対して、利点以上の弊害を実感していたことは、容易に推察しうる。けれども、こうしたかれの憂慮に、在日宣教師も伝道局も共鳴することはなかつた。

実現しない初代外国伝道主教たちの提言

いざれもアメリカ聖公会ヴァージニア神学校卒業生で

あつた初代中国（ブーン）、初代アフリカ（ペイン）、初代日本（ウェリアムズ）の三人の外国伝道主教たちは、国民教会を実現するための現地人主教の必要性を究極目標とし、とくにブーンとペインは、初期伝道においてこれに向けての初動を、母教会や英國教会伝道関係者にうつしたえた。しかし、これは、述べてきたように、現地人教会の設立後もなかなか実現しなかつた。結局、二〇世紀も四半世紀にしかづくまで、管轄権をもつ現地人主教が登場しなかつたことは、国民教会であるはずの聖公会の現地人教会が、後援する現地駐在の外国諸ミッションによって半永続的に管轄されていたことをものがたつている。

日本伝道における祈祷書共同翻訳と英米主教管轄権問題とにかくしては、他で論じたので詳細は省くが、ワイアムズが再三指摘したような、聖公会系の日本人信徒が米英二種の祈祷書を使用することへの現実的弊害を、アメリカ聖公会はなかなか理解しようとした。そのため、ワイアムズはかれの主教在任中、最初で最後の事例となる、母教会の裁可を待たずに、ある決断をくだした。それは、英國教会が問題としたアメリカ版祈祷書の聖別榜部分を英國版のものに譲歩するというかれの英断である。これによつて、米英共同の日本語祈祷書が誕生したのである。その祈祷書は、ほとんどがウェリア

ムズの翻訳を基礎としたものであつた。⁵⁵

日本の主教管轄権問題についても、英米伝道機関による権益の顕在化をまねくような排他的地域分割を避け、日本人主教や主教区へのそなえとしての暫定決着にみちびいたのは、初代日本伝道主教ウイリアムズの私案であつた。だが、それも、かれの現任主教辞任後に、英國教会日本主教ビカステスとアメリカ聖公会特使ウイリアム・ホバート・ヘア両者の、日本伝道地を英米ミッションで二分割するという密約によつて、破棄された。これにより、日本聖公会という現地人教会は、国民教会としての外觀を呈しながらも、その内実は、太平洋戦争による外国人の日本退去まで、英米などの外国人主教が管轄権をもつ地方部によつて支配されるというものとなつた。⁵⁶

このように、現地人教会の自治自立に向けて、海外の任地でしか理解しえない問題を実感する伝道主教の懇請に、母教会の伝道機関は消極的な反応しかしめさなかつた。こうした本章で述べたような諸事例は、海外伝道をめぐる聖公会系の米英二国間の競合と確執が、いかに強靭なものであつたかということをしめしている。それとともに、アメリカ聖公会の海外伝道における自文化の優越性を基盤にした異文化理解の欠如も露顕しているといふ。

おわりに

アメリカ聖公会の組織化は、合衆国の独立と並行して進行した。それは、主教獲得尊重派（王党派）と信徒中心の総会尊重派（独立派）の二潮流が合流したことによつて一八世紀末に実現した。アメリカ聖公会では、主教ではなく、総会という民主的な教会制度に、教派の最高権威を帰すことになったが、主教制は温存された。

一八一〇年代になると、アメリカ聖公会でリーダーシップを發揮した四主教の新指導者が登場するが、そのうちの一人がヴァージニア教区主教リチャード・チャニング・ムーアであった。立教創立者のチャニング・ムーア・ウイリアムズという名は、かれにちなんて名づけられている。ウイリアムズが属したロー・チャーチ系のヴァージニア教区は、海外伝道宣教師をもつともおおく輩出し、中国（ブーン）、アフリカ（ペイン）、日本（ウイリアムズ）の各初代伝道主教は、いずれもヴァージニア神学校卒であつた。

一八二一年に設立されたアメリカ聖公会内外伝道協会は、三五年から半世紀間は、組織上の実働機関を国内伝道と国外伝道に分化したことで、前者がハイ、後者がロー・チャーチ系という対立構造がもたらされ、海外伝道財政は、国内伝道とは対照的に、恒常的な債務状態のなかで

展開された。また、伝道協会は、アメリカ聖公会総会と
いう教派の正統的権威を、宣教分野で代行する教会機構
として機能した。アメリカ聖公会の諸主教は、その伝道
実務機関の委員や役員として、伝道事業のイニシアティ
ヴを發揮することになった。かれらは、海外宣教師の言
動が教派の教理的標準から外れたと判断した場合には、
宣教師を任命し解任する権限が、法規上は海外伝道主教
に帰属するにもかかわらず、ときとして伝道主教の意向
に反してでも、伝道母機関による当該宣教師の解任決議
を押しとおすという越権行為をみせて、その絶対的権威
を誇示した。こうした母教会の宣教分野における教会權
威は、異文化圏の異教にたいするキリスト教という正教
意識とともに、教派内の異端思想にたいする正統性を堅
持するものであった。母教会は、教派が自任する正統的
キリスト教を伝播すること以上には、海外任地に派遣さ
れた宣教師や伝道主教による異文化理解を顧慮すること
はなかったのである。

アメリカ聖公会の海外伝道は、アングリカニズムにも
とづく体制主義的理念の変則化として、異教国の現地人
による国民教会の運営と、その自治自立を恒久的目標と
して展開された。初代の中国・アフリカ・日本の各伝道
主教らは、いざれも、こうした理念の実現に向けて、米
英統一版の現地語祈祷書の作成や米英主教管轄権問題に

かんする提言をおこない、初動の検討を母教会にもとめた。ウイリアムズは、日本人に対しても、教会の自治自立を実現するための自給努力をうながしている。

こうしたアメリカ聖公会初代海外伝道主教たちの動向
は、現地人教会は現地人が運営すべきであり、宣教師は
その種を植える過渡的存在であるべきとの指示を出して
いた英國教会系CMS名誉幹事ヘンリ・ヴェン（在職期
間一八四一—一七三年）の方針と、共有するものであつた。
ヴェンによれば、現地人教会の究極的目標とは、現地の
国民性や流儀に合わせた特色をそなえていくことによつ
て、現地に入植しているさまざまなキリスト教諸派の相
異を解消した「国教会」を形成することにあつた。その
ためには、まず、それぞれの同系教派間での協働や合同
が大前提であった。

だが、アメリカ聖公会内外伝道協会の関係者らの反応
は鈍かつた。また、同時期の同系教派である英國教会系
の伝道関係者も、海外伝道地における米英協働の伝道事
業に消極的であった。このため、伝道地では同系教派間
の協働よりも、同系教派間での競合現象が散見された。
日本聖公会が一八八七年に在日米英三ミッションの協
働によって成立したのは、同系教派の協働によつて日本
人教会（日本基督一致教会や日本組合基督教会）を設立
していた在日キリスト教他派との競合のためである。

一八八〇年代以降の「帝国主義」時代になると、帝国間の植民地化争いと並行するように、英米ミッション間の海外伝道地での権益争いがより活発化し、現地人教会の自治自立という聖公会の海外伝道理念の実現は、いつそう遠のいていった。

一九二三年に日本聖公会は、はじめて日本人主教を輩出したが、それは、世界の聖公会伝道地のなかで、もつともはやい管轄権をもつ現地人主教の誕生となつた。そ

れでも、この「一人の日本人主教区（東京教区・大阪教区）以外の日本聖公会に帰属する諸地方部（北海道、東北、北東京、南東京、中部、京都、神戸、九州の各地方部）は、在日米・英・カナダ三ミッション間での権益護持のため、すべて外国人の管轄下にあつたのである。

一八八七年に日本人教会として日本聖公会が成立し、一九二三年に管轄権をもつ日本人主教が誕生しても、日本聖公会は外国人主教が多数を占める教会として、実質的に現地人教会といえるものではなかつた。アメリカ聖公会の初代海外伝道主教たちや、CMS名譽幹事ヴェンガ望んだような、現地人による現地人教会の運営とその自治自立は、日本聖公会の場合は、外国人主教が国外退去した太平洋戦争下に、高揚した国粹主義のもとで断行されるまで、実現しなかつたのである。

戦後も、戦災復興のためアメリカやカナダの聖公会か

ら資金援助を受けていた日本聖公会は、一九七〇年代に一方的に援助停止を外国ミッションから勧告されるまで、経済的自立を果たせなかつた。キリスト教宣教サイドを担つた外国ミッションによる日本伝道地における権益護持と、キリスト教受容サイドである日本人教会の外国ミッションへの経済依存という構造的な弊害は、一世紀以上も脱却しえなかつたのである^①。

註

- (1) William White, *Comparative Views of the Controversy between the Calvinists and Arminians*, M. Thomas, 1817. William W. Mannross, *A History of the American Episcopal Church*, 1935, 3rd revised, Morehouse-Gorham, 1959. William Mannross, *The Episcopal Church in the U.S. 1800-1840*, Columbia University Press, 1938, reprinted AMS Press, 1967. E. Clowes Chorley, *Men and Movements in the American Episcopal Church*, Archon Books, 1961. ベニス・マーチャント公爵史の概説と本文評価は、John F. Woolverton, "Histories of the Episcopal Church in America/ A Survey and Evaluation", *Historical Magazine of the Protestant Episcopal Church in the USA* (hereafter cited as *HMC*), vol.XXXV, 1965年参考。James T. Addison, *The Episcopal Church in the U.S. 1789-1931*, Archon Books, 1969. Robert W. Prichard, *Theological Consensus in the Episcopal Church, 1801-1873*, Emory University, Microfilm International, 1983. Frank Eiji Sugeno, "The Establishmentarian Ideal and the Mission of the Episcopal Church", *HMC*, vol.LIII, 1984.

- No.4. *The Case of the Episcopal Churches in the United States Considered (Readings from the History of the Episcopal Church)*, ed. by Robert Prichard, Morehouse-Barlow, 1986, Connecticut. 本文稿第1章は44-52頁 William W. Manross, *A History of the American Episcopal Church* に依拠文献として紹介（第1章）
- 福井県立図書館 Frank Eiji Sugeno, "The Establishmentarian Ideal and the Mission of the Episcopal Church" を主観を参考文献とした。
- (2) Julia C. Emery, *A Century of Endeavor 1821-1921*, DFMS, 1921.
- Walter Herbert Stowe, "A Turning Point: The General Convention of 1835", *HM*, vol. IV, 1935. Clifford P. Morehouse, "Origin of the Episcopal Church Press from Colonial Days to 1840", *HM*, vol. XI, 1942. Nelle Bellamy, "The Library and Archives of the Church Historical Society", *HM*, vol. XXXVI, 1967. Robert E. Holzhammer, "The Formation of the Domestic and Foreign Missionary Society", *HM*, vol. XL, 1971. Robert E. Holzhammer, "The Domestic and Foreign Missionary Society: The Period of Expansion and Development", *HM*, vol. XL, 1971. Lawrence L. Brown, "Beginnings of Missionary Work in the Episcopal Church: Bibliography of Articles in the Historical Magazine", *HM*, vol. XL, 1971. Lawrence L. Brown, "1835 and All That: DFMS Membership and Missionary Spirit", *HM*, vol. XL, 1971. 本文稿第四章一部前半部分は、44-52頁 Julia C. Emery, *A Century of Endeavor 1821-1921* を依拠文献とした。
- (3) William W. Manross, *A History of the American Episcopal Church*, 1935, 3rd revised, Morehouse-Gorham, 1959, p.172. James T. Addison, *The Episcopal Church in the U.S. 1789-1931*, Archon Books, 1969, p.51.

- (4) *The Case of the Episcopal Churches in the United States Considered (Readings from the History of the Episcopal Church)*, ed. by Robert Prichard, Morehouse-Barlow, 1986, Connecticut, pp.61-80.
- (5) ハーリット・ペーパー、ホーリカムのハーリット・ペーパーは次のように、ハーリットの被選主教となつたが、一七八六年一〇月のアメリカ聖公会総会において、かれが会議中に酒気を帯びていたという信憑性のある疑惑が、シニア・アヘンワーハーによってかけられたたゞ、主教選出の推進状況の悪化を招く。渡英するにむだめなかつた。William W. Manross, *A History of the American Episcopal Church*, op.cit., p.198.
- (6) ハーリットの妨害工作の一例を紹介しよう。一七八七年五月十六日は開催されたヴァージニア教区会で、常置委員会はホワイエとアロウースの両主教に、被選主教グリフォイスを授与するようて要請する決議をした。これは、イギリスで主教に聖別されたばかりの両主教が、スコットランド系の聖承をもつシーザーとの二主教による共同接手という事態を避けるために、もう一人のイギリス系の主教が誕生するまでの、アメリカ国内での主教接手は見合わせる方針でいたことを、承知したうえでの要請であった。それは、事實上、グリフォイスが主教に接手される、シーザーの一つの巧妙な妨害だったのである。実際、グリフォイスの死後、マディソン自身が被選主教となつたときには、シーザーに主教接手を要請する書簡を発送しながら、その返書を受けとる意志はない、渡英してヨーロッパの諸主教から主教接手を受けてくる。
- Ibid., p.201. George D. Fisher, *History and Reminiscences of the Monumental Church, Richmond, Virginia, from 1814-1878*, Whittet

and Shepperson, 1880, pp.47-48.

(7) Fisher, op.cit., pp.51-52. Lawrence C. Brown, "Richard Channing

Moore and the Revival of the Southern Church", *HM*, XXXV, March 1966, p.18.

(8) John Jones, *A Memoir of the Life of the Rt. Rev. William Meade*, D.D., Innes and Company, 1867, pp.53-54.

(9) Ibid., p.67.

(10) Fisher, pp.41-43.

(11) 美國『神靈論』トヨタマキの基督教の傳教・明治米國聯合公使の
執筆—「刀水書院」1000冊、150' 111冊。

(12) 回答。

(13) *Journal of the Convention of the Diocese of Virginia*, 1818, p.10.

(14) Brown, op.cit., pp.27-28.

(15) Ibid., pp.28-29.

(16) Jones, op.cit., pp.167-169.

(17) E. L. Goodwin, "Rt. Rev. Dr. William Meade", *History of the Theological Seminary in Virginia and Its Historical Background*, Dubois Press, 1923, vol.1, p.94.

(18) *Pastoral Letter of Bishop Meade to the Congregation of the Protestant Episcopal Church of Virginia*, H. K. Elyson, 1847, pp.9-

17.

(19) William Meade, *Ecclesiastical Law and Discipline -A Charge to the Clergy of the Protestant Episcopal Church of Virginia*, H. K. Elyson, 1850, pp.59-60.

(20) Ibid., p.62.

(21) Ibid.

(22) 前掲著者「五國一神論」K. I. H. 23

(23) 回答「六國一神論」T. H. 24

(24) 回答「六國一神論」T. H. 25

(26) John S. Woods, *The Virginia Bishop: Yankee Hero of the Confederacy*, Garrett & Massie, 1961, p.8.

(27) Ibid., p.103.

(28) 前掲著者「六國一神論」26

(29) 回答「六國一神論」T. H. 27

(30) 前掲著者「六國一神論」T. H. 28

(31) Brown, "Beginning of Missionary Work in the Episcopal Church", *HM*, vol.1, 1971, p.338.

(32) 各教団の伝道事業による文獻叢書。● ナオト・カッカ
ー教団=Ibid., p.339. ● ハーブ・モーリス=E. C. Chorley, "Samuel Provost, First Bishop of New York", *HM*, vol.2, No.2-3, 1933:

George DeMille, "The Recovery of the Episcopal Church in Upstate New York after the Revolutionary War", *HM*, vol.XIII, 1944: George DeMille, "Erie Water and the Episcopal Church", *HM*, vol.XXXIX, 1970: ● ハーブ・モーリス=Walter Herbert Stowe,

"The Christian Knowledge Society and the Revival of the Episcopal Church in New Jersey", *HM*, vol.XXIX, 1960: ● ジャクソン・ケンペー=Howard Morris Stuckert, "Jackson Kemper, Presbyter", *HM*, vol.IV, 1935: Donald Russell Gardner, "The Society for the Movement of Christianity in Pennsylvania", *HM*, vol.XXIII, 1954: ● ハーブ・モーリス=William W. Manross, "Alexander Veits

Griswold and the Eastern Diocese", *HM*, vol.IV, 1935: ● ヴィーハー教団=L. C. Brown, "Richard Channing Moore", op.cit. ● エベカロハマナ教団=Albert Sidney Thomas, "The Protestant Episcopal Society for the Advancement of Christianity in South Carolina", *HM*, vol.XXI, 1952.

㉙ L. C. Brown, "1835 and All That: Domestic and Foreign

Missionary Society Membership and Missionary Spirit", *HM*, vol.XL, 1971, p.401.

㉚ Jones, op.cit., pp.199-200; Julia C. Emery, *A Century of Endeavor 1821-1921. A Record of the First Hundred Years of the Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA*. The Department of Mission, 1921, pp.112-113.

㉛ 抽論「米國聖公會の日本遣草創期」『日本トロハバタント諸教派史の研究』同志社大学人文科学研究所編、教文館、一九九七年。

㉕ 抽論「異文化理解か異端嫌疑か—解雇された米國聖公会遣日宣教師（上）—C・T・アランソンの信仰治癒運動」「立教学院史研究」第三回、立教学院資料センター編、発行、一九九四年。抽論「異文化理解か異端嫌疑か—解雇された米國聖公会遣日宣教師（下）—H・D・ペイジのアーウィング派嫌疑」『立教学院史研究』第三回、一九九五年。抽論「立教学院初代総理アーサー・ロイズ—教育と伝道と異端嫌疑—」『立教学院史研究』第四回、一九九六年。

㉖ Frank Eiji Sugeno, "The Establishmentarian Ideal and the Mission of the Episcopal Church", *HM*, No.4, 1984, pp.288-289.

㉗ Stephen Neil, Anglicanism, Oxford University Press, 1978 (1st 1958), pp.340-348.

㉘ 英国教会系伝道団体であるC.E.M.の立場、一九四一年にヘンリ・ウェ

ンが名譽幹事に就任してから、かれが他界する七三年までの「自由貿易帝国主義」時代の三〇年あまり、非ヨーロッパ人が海外伝道地で積極的に登用され、ヨーロッパ人宣教師の伝道活動は、キリスト教を根づかせるための過渡的な手段にとどめ、本格的な現地の教会運営は、現地人がみずからおこなうことを原則とする方針がとらっていた。ヨーロッパ宣教師が現地人教会の運営にかかわると、現地のひととに依存心を植えつけてしまい、現地人教会の発展を阻害する心配につながるとして、これを基本的に禁じていたのである。（並河葉子「ショラレオネの黒人宣教師」「イギリス」であること—アイデンティティ探求の歴史—」指昭博編、刀水書房、一九九九年、111K—117頁）。これは、本文で述べたアメリカ聖公会の財政支援の軌跡とは対照的な方針といえる。その一方で、本稿第四章で述べる、アメリカ聖公会初代海外伝道主教たち（中国、アフリカ、日本）による、現地人聖職の登用や現地人教会の自給促進の提言は、基本的には、ussenの伝道方針とおなじ基軸に立っていたものといえよう。ただし、ジョンの死後、一八八〇年代以降のイギリス「帝国主義」の時代になると、CMSも方針をおおきく変化させ、ヨーロッパ人宣教師に現地のキリスト教徒の指導者としての役割を担わせ、現地人はかれらに保護されるという見解が主流になっていた（前掲並河論文、一三二、一三八頁）。

㉙ 一八四一—七三年までのヘンリ・ウェン主導のCMS本部は、宣教師に対し、西アフリカをはじめとする、それぞれの土地の特性を尊重することをもとめ、ミッション活動とともに現地の「イギリス化」には、きわめて慎重であった。それゆえ、かれは、各国の「現地人教会」は、それぞれの国民性に合わせた独自の「国教会」を構成すべきであると考えていた。それでも、キリスト教を文明の基礎と考えてい

たヴェンは、イギリス文明の先進性を認めていた。かれによると、文明の高低は、キリスト教に接する時間によって決まるのであり、かれがヨーロッパ人宣教師の活動をあくまでキリスト教の種をまくことのみに限定したのは、キリスト教会の自発的な発展と、各地の自然な文明化の流れを妨げることを懸念したからであった。だが、これも、八〇年代以降の「帝国主義」時代になると、キリスト教化と一体で進むとされていた「文明化」の意味合いに変化が生じ、そもそも、非ヨーロッパ人に「文明」を受容する能力があるのかという議論がなされるようになつていった（前掲並河論文、一二七一—三三頁）。

CMSが西アフリカでもつともはやくに活動し、聖公会最初の現地人主教を生んだシェラレオネの事例を紹介しよう。シェラレオネは、西アフリカの伝統的周辺国とは隔離された、一八世紀末にイギリスによってあたらしく人道的に創りだされた国（一八〇八年に正式にイギリスの植民地）であった。初期の入植者は、ロンドンから送られた黒人たち、北米ノヴァスコシアから元奴隸たち、西アフリカ近海の奴隸船から解放された元奴隸たちの三群である。かれらは、西アフリカ出身でありながら、シェラレオネ入植以前は、いったん西アフリカとの絆をたれ、英語を話し、キリスト教を受容していたという点で、ヨーロッパ人とも、大多数のアフリカ人とも異なる、特殊な文化的背景を背負うことになった。一九世紀のシェラレオネでは、宣教師がもちろんイギリス文化と西アフリカ諸文化の融合によって、独自のあたらしい文化が創造されつあり、英語と西アフリカ諸国の特色が混合同してつくられたクレオール言語は、その一つであった。CMSは、シェラレオネの住民自身のなかから教師や聖職者を養成するために、高等教育機関を創設。一九世紀後半はそこで学んだアフリカ人エリート（優秀なものはイギリスの宣教師養成機関に留学）が伝道活動の中

心を担うことになるが、かれらは、イギリスとほぼおなじ教育を受け、イギリス的な生活習慣と価値観を身につけたブラック・ジエントルマンとなつていった。一八六一年、シェラレオネでは、CMSの管轄下ではあるものの、黒人だけで教会が運営される「現地人教会」がはじめて実現し、聖公会最初の現地人主教サミュエル・アジャイ・クラウザ（ブラック・ジエントルマンの代表例）を輩出する。しかし、シェラレオネの主教区には、アフリカ人だけでなく、ヨーロッパ人も相当数ふくまれていた。CMS名譽幹事のヘンリ・ヴェンは、人種間の障壁や人種間でおこりうる緊張を憂慮し、原則として人種ごとに主教区を分けるべきと考えていたが、シェラレオネ主教区ではその原則が実現していなかつた。また、ヴェンが海外伝道地における文明化の名を借りた「イギリス化」に慎重な方針をとつてゐたのに対し、主教クラウザをはじめとする、シェラレオネ出身のアフリカ人宣教師（ブラック・ジエントルマン）たちは、キリスト教伝道とは、現地のイギリス化と不可分のものとみなし、イギリス化の推進には非常に積極的であった。こうした確執のなか、ヴェン没後の八〇年代以降になると、CMSの方針が変化して、指導者としてのヨーロッパ人宣教師が現地人を保護するという人種主義にもとづく指針が主流となり、主教クラウザら黒人宣教師の地位は低下し、ヨーロッパ人宣教師が主導権をとるようになつた。かれらは、ミッション活動を純粋なキリスト教伝道に限定すべきであると主張し、文明化の名のもとに、イギリス化とキリスト教伝道を両立させようとしていたアフリカ人宣教師たちとの対立を深めていつたのである。（前掲並河論文、一二二一—四〇頁）。

一九世紀末（一八九六年）において、日本人キリスト徒全体の七割をしめる、長老系、組合系、聖公会系の三大教派のなかで、在日宣教師数は、聖公会系（アメリカ聖公会、CMS、SPG、聖アンデレ

大判(延岡) がやうじゅく 20 H. Ritter, "Statistics of Christian and Missionary Work in Japan for the year 1896", *A History of Protestant Missions in Japan*, pp.350-357.

49 Emery, op.cit., pp.129-130.

50 Ibid., p.133.

51 *Journal of General Convention*, 1863, p.301.

52 Emery, op.cit., p.133.

53 福地尚(福地義) | 11|<— 11111 |1111°

54 Samuel Bickersteth, *Life and Letters of Edward Bickersteth, Bishop of South Tokyo*, John Murray, 1905, pp.164-165.

55 Channing Moore Williams to R. B. Duane, 23 April 1874, Shanghai, Japan Records (hereafter cited as JR), Record Group (hereafter cited as RG) 71, Box 22, Archives of the Episcopal Church (hereafter cited as AEC).

56 Williams to Duane, 3 June 1874, JR, RG 71, Box 22, AEC.

57 Williams to Joshua Kimber, 19 May 1877, ibid.

58 Williams to Kimber, 9 March 1877, ibid.

59 Williams to Kimber, 18 May 1877, ibid.

60 Ibid.

61 *Minutes of the Foreign Committee* (hereafter cited as Minutes), 10 June 1884, Book 50, AEC: Minutes, 9 June 1885, Book 51, AEC. *Proceedings of the Board of Managers*, 8 June 1886, Book 62, AEC.

62 John McKim, 8 December 1886, JR, Box 10, AEC.

63 前掲著「四九八—五〇八頁。」

64 抽論「宗教的植民地化の断章 在日英米聖公会主教管轄権問題」『日本研究30集 近代東アジア文化とプロテスタン・福音教師――の研究』

展開』、国際日本文化研究センター編・発行「角三光学社出版」1100
五年。